

■省エネ適合性判定の申請手続きに関する Q&A

株式会社東京建築検査機構

Q1. 事前審査～本申請の期間

A1. 事前審査は長くて3週間程度です。この間に質疑応答と図書の修正を行っていただきます。
引続き本申請は14日以内です。修正内容の確認と判定通知書の交付を行います。
スケジュールが厳しい場合は全体で調整しますのでご相談ください。

Q2. 事前審査に必要な提出部数

A2. 事前審査時は1部提出して下さい。最終的に正本になります。

Q3. 事前審査に必要な図書類

A3. 本申請と同じ書類および図書を提出して下さい。
(参考：計画書・委任状・設計内容説明書・計算書・根拠資料・設計図書・その他)
事前審査時は計画書、委任状の捺印は不要です。
なお施主が複数の場合は委任状は施主ごとに必要です。

Q4. 設計者の押印等（㊟氏名・㊠一級建築士登録番号・㊡押印）が必要な図書類

A4. 以下の3つは不要ですがそれ以外にはすべて必要です。
<不要なもの>
①計画書（ただし第一面には㊟と㊡が必要です）
②計算書・入力シート（ただし表紙には㊟、㊠、㊡が必要です）
③メーカーのカatalog等
注意：計画書第四面の付近見取図・配置図を別紙にした場合には㊟、㊠、㊡が必要です。

Q5. 図書類への設計者の押印の時期

A5. 原則は本申請時ですが、最終差替えを行う時でも構いません。
事前審査段階で行った質疑応答の内容を反映したものを本申請時に副本として提出していただき、併せて事前審査時に提出した正本も差替えていただきます。
副本は押印したものをお持ちいただき、正本はTBTCで押印していただきます。
または正本も差替えて押印したものを新たに一式お持ちいただいても構いません。
本申請時には計画書と委任状も押印したものに差替えていただきます。

※遠方の申請者の方など、TBTC 本社へ直接お越しになれない場合は、正本についても差替えた状態で押印したものを一式、副本と共に改めてお送りください。

以上